

市内公園の魅力向上に向けた サウンディング型市場調査

実施要領

令和5年6月

千歳市建設部 都市整備課

事業実施の背景及び調査の目的

1 調査の名称

市内公園の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査

2 背景と目的

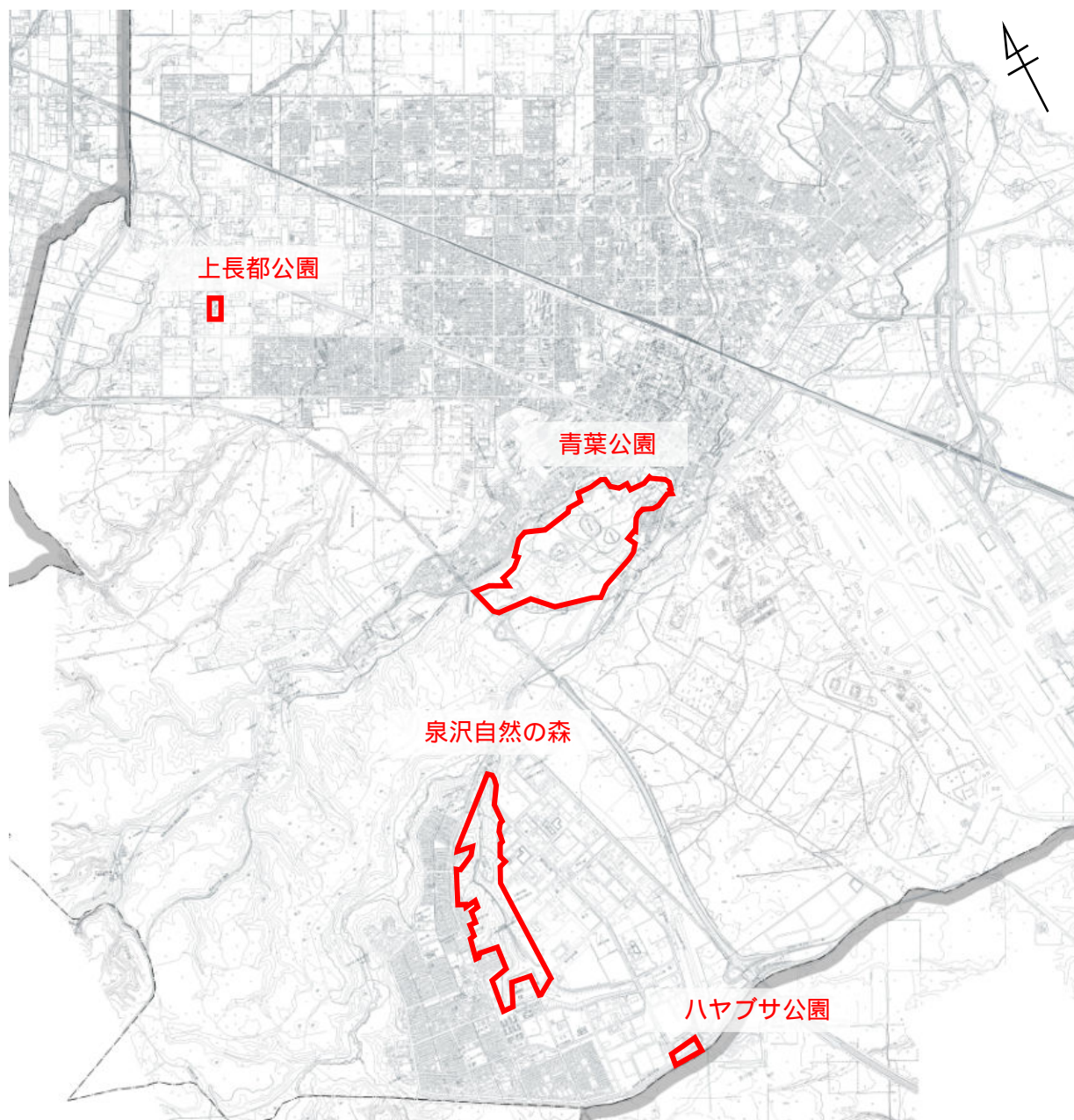
市内の都市公園は、都市部におけるレクリエーションや自然とのふれあいの場として市民に親しまれており、豊かで潤いのある住環境の創出や良好な都市景観の形成など、多様な機能や役割を担っていますが、施設の老朽化やライフスタイルの多様化などにより、施設の維持管理にとどまらず新たな魅力の創出が求められています。

このため、本調査では民間事業者の皆様との対話により、千歳市の都市公園における市場ニーズやポテンシャル等の把握、来園者等の利便性向上施設の整備・運営への参入意向や、想定する施設の機能や規模等に関する意見・要望等について情報収集することを目的に、サウンディング型市場調査を実施するものです。

現時点では、具体的な事業の方針は決まっていないことから、今回の調査において、魅力向上に資する事業アイデアをお伺いし、その結果を踏まえ、新たに計画の検討を行うとともに、事業者公募の可否や公募する場合の条件等を検討していきます。

事業の概要

1 調査の対象地



本調査の対象は、上記4公園を基本としていますが、他の公園についてもご意見やご提案があればお聞かせください。

青葉公園

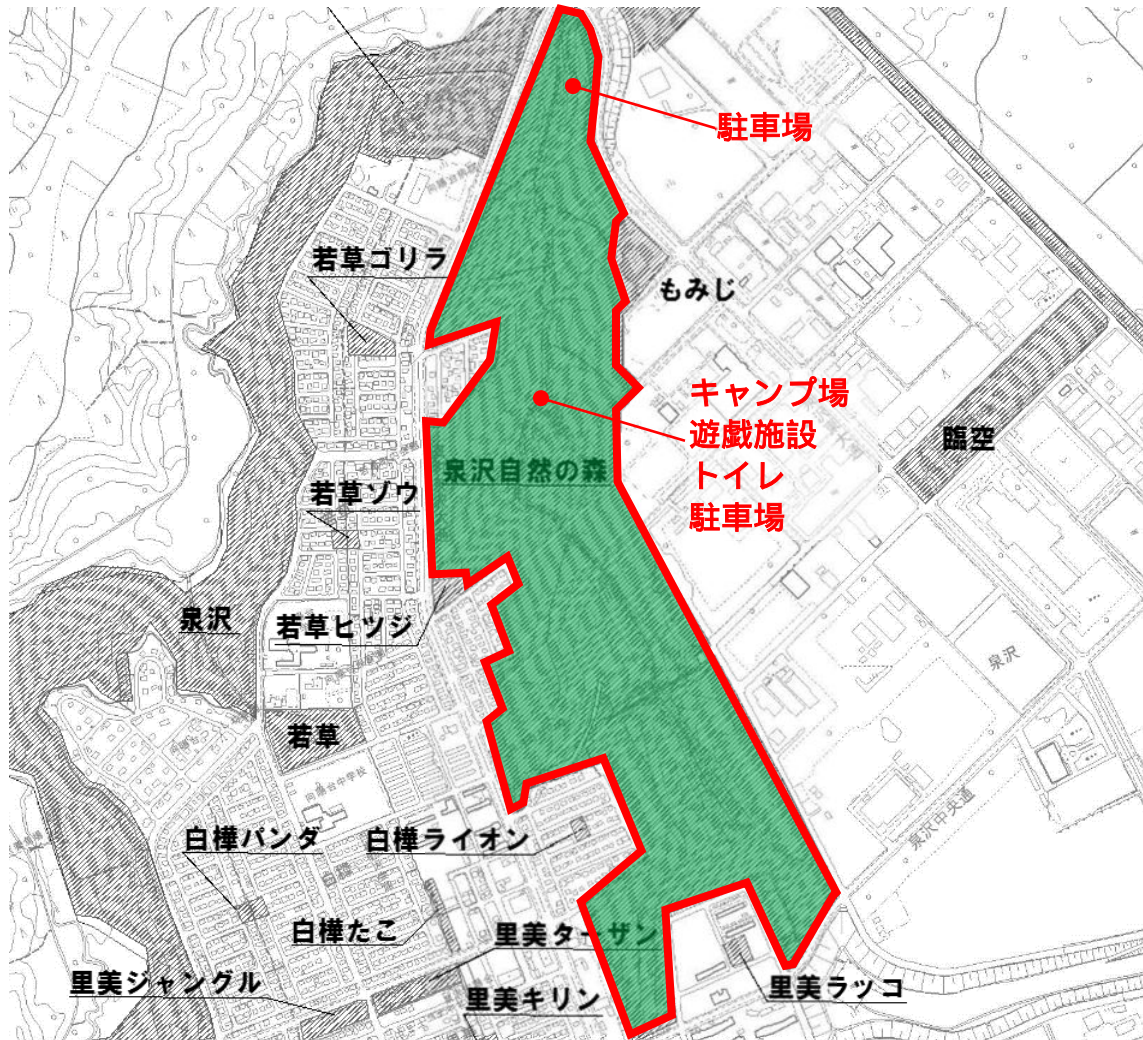
青葉公園は、市街地の南西に位置し、スポーツ施設や市立図書館、キャンプ場、遊具広場などを含む総合公園です。



項目	内容
所在地	千歳市真町・泉沢
公園種別	総合公園
面積	1,023,125 m ²
都市計画区域	市街化区域、市街化調整区域
用途地域	第1種低層住居専用地域
建ぺい率	12% (千歳市都市公園条例の規定による)
容積率	60%
主な公園施設	遊戯施設、キャンプ場、噴水、スポーツ施設、駐車場

泉沢自然の森

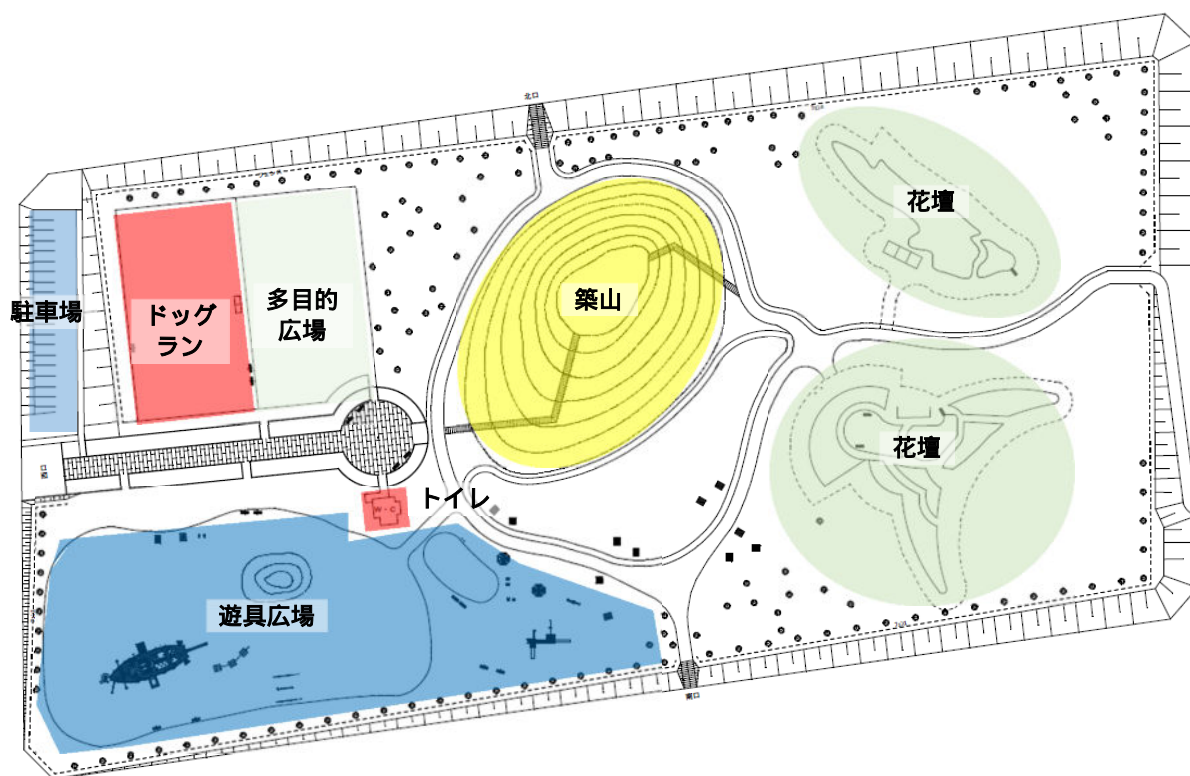
泉沢自然の森は、新千歳空港の西側に位置し、向陽台の住宅地と千歳臨空工業団地の間にあり、泉川、キャンプ場など含む都市緑地です。



項目	内容
所在地	千歳市泉沢1007-41 他10
公園種別	都市緑地
面積	717,973 m ²
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第1種低層住居専用地域、工業専用地域
建ぺい率	12% (千歳市都市公園条例の規定による)
容積率	200%
主な公園施設	キャンプ場、トイレ、遊戯施設、駐車場

ハヤブサ公園

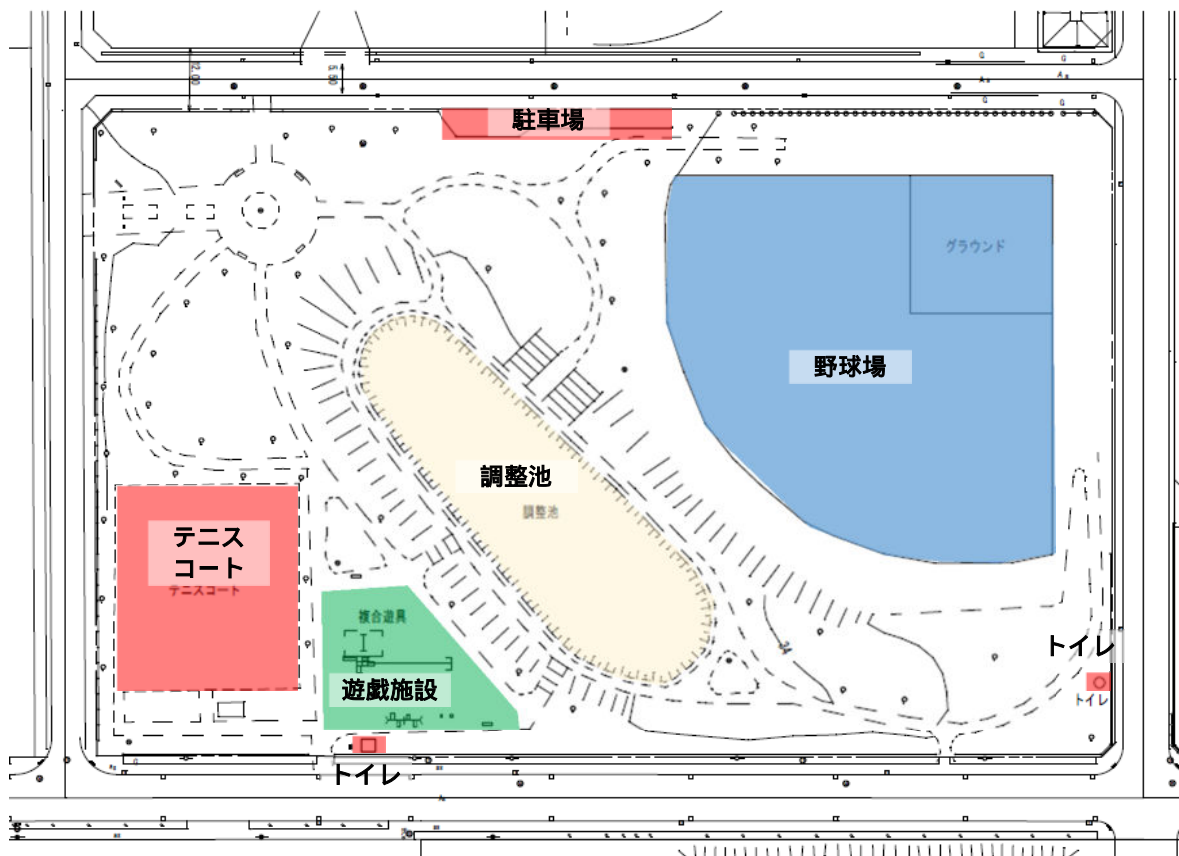
ハヤブサ公園は、新千歳空港の西側に位置し、千歳臨空工業団地内にある近隣公園です。



項目	内容
所在地	千歳市泉沢1007番141
公園種別	近隣公園
面積	41,029 m ²
都市計画区域	市街化区域
用途地域	工業専用地域
建ぺい率	12% (千歳市都市公園条例の規定による)
容積率	200%
主な公園施設	遊戯施設、トイレ、ドッグラン、駐車場

上長都公園

上長都公園は、市街地から西方に位置し、遊戯施設やスポーツ施設などを含む近隣公園です。



項目	内容
所在地	千歳市上長都1051番地19
公園種別	近隣公園
面積	24,492 m ²
都市計画区域	市街化区域
用途地域	工業専用地域
建ぺい率	12% (千歳市都市公園条例の規定による)
容積率	200%
主な公園施設	遊戯施設、トイレ、スポーツ施設、駐車場

マーケットサウンディング（個別対話）の実施

1 対象者

- (1) 本調査の対象者は、都市公園の整備及び管理・運営に関心またはアイデアがあり、当該事業を実施できる法人または法人のグループとします。なお、グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を1社選定するとともに、構成員全てを明らかにしてください。
- (2) 本調査の対象者は、以下の要件を満たす者とします。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがないと認められる者。
 - ・国税及び地方税について滞納がないこと。

2 提案内容

個別対話では、提案可能な項目について、ご意見、ご提案をお聞かせください。

今回は4公園を対象公園としていますが、他の都市公園や、対象公園を絞らずに事業のイメージ等の提案でも可能です。

また、図面やイメージパースなど補足する資料を添付いただいてもかまいません。

なお、提案は、既存公園利用者や周辺住民に理解が得られ、提案者のみならず千歳市にとって事業のプラス効果が期待できるものとします。

施設を設置する場合は、自らが設置するものとして提案してください。

(1) 事業内容

- ・公園の賑わい創出に関すること

事業コンセプト、施設概要

公募対象公園施設や特定公園施設のほか、当該公園に不足する機能・施設、更新が望まれる施設等についてご提案ください。

施設を設置する場合

業態や位置、規模、インフラ、営業時間、冬季の活用等

事業手法

公募型設置管理制度（Park-PFI制度）や設置管理許可制度など
事業スケジュール、事業期間

事業期間は20年を基本としますが、これ以内で提案いただくことも可能です。なお、事業期間には、工事及び撤去の期間を含みます。

グループでの提案の場合は各事業者の役割分担

- ・公園管理に関する提案
- ・地域貢献に関する提案
- ・本市施策（観光・子育て・教育・移住定住など）へのかかわり等
- ・市内事業者の活用
- ・取組みにあたっての課題、事業全般に関する意見、市への要望等

（2）事業実施条件

・事業収支計画

上記（1）を踏まえ、事業収入と事業支出（建設費、管理運営費等）の概算について算出可能な場合は、ご提示ください。

・収益の還元

提案事業における収益の公園整備や管理運営への還元についてご提案ください。

・公共負担

事業実施にあたり、公共負担が必要な場合は、その内容や想定金額、理由などをご提示ください。

（3）期待される事例

- ・カフェ、レストラン、休養施設
- ・遊戯施設（有料施設）、インクルーシブ遊具等
- ・ドッグラン、キャンプ施設
- ・アウトドアアクティビティ施設
- ・その他、ソフト事業とその組み合わせ など

3 個別対話スケジュール

本事業については、以下のスケジュールでの実施を予定しています。
変更となる場合があります。

本実施要領の公表	令和5年6月23日(金)
質問受付	令和5年7月7日(金)まで (メールまたは郵送) 様式の指定はありません
質問回答	令和5年7月21日(金)まで (ホームページ)
参加受付 (エントリーシート提出)	令和5年7月28日(金)まで (メールまたは郵送)
個別対話の実施日時・場所	受付後別途ご連絡します(メール)
個別対話の実施期間	令和5年8月21日(月)～8月25日(金) 9時～17時
実施結果の公表	令和5年9月以降(ホームページ)

4 参加の受付(事前申込制)

別紙1「エントリーシート」に必要事項を記入し、e-mailに添付の上、期間内に下記申込先へご提出ください。なお、e-mailの件名は【千歳市公園 対話申込】としてください。

<申込期間> 令和5年7月28日(金)

<申込先> 千歳市建設部都市整備課 公園整備係

e-mail : toshiseibi@city.chitose.lg.jp

5 個別対話実施日時の連絡

エントリーシート受領後、参加希望日時での調整を行い、実施日時・場所をe-mailで連絡します。なお、参加希望日時は下記実施期間内での設定をお願いします。

<実施期間> 令和5年8月21日(月)～8月25日(金) 9時～17時
オンラインを希望する場合は、その旨記載してください。

6 個別対話資料の提出

別紙2「提案様式」に記入し、e-mailに添付の上、提出期限までに上記申込先へ提出をお願いします。なお、件名は【対話資料の提出】としてください。

<提出期限> 提出期限は、別途日程調整を行う対話実施日の3日前(土・日を除く)までとします。

7 個別対話の実施

- (1) 民間事業者のアイデアやノウハウ、情報を保護するため、個別で実施します。
- (2) エントリーシートで申込みがあった民間事業者との間で、1社または1グループにつき30分から60分程度の個別対話を実施します。
- (3) 個別対話の会場は、千歳市役所庁舎内を予定しています。

留意事項

1 参加及び対話内容の扱い

- (1) 本公園において公募設置管理制度の活用による事業者公募が実施される場合は、個別対話への参加実績が優位性を持つものではありません。
- (2) 対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- (3) 本調査に関係のない提案など、対話の趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該事業者に対し対話を実施しない（中断する）場合があります。
- (4) 今回は、青葉公園及び泉沢自然の森、ハヤブサ公園、上長都公園についての調査としていますが、他の公園についてのご提案でも構いません。

2 参加に関する費用

本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

3 追加対話への協力

本調査終了後においても、必要に応じて追加ヒアリング（文書、電話、e-mail 等での照会を含む）等への対応をお願いする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

4 実施結果の公表

実施結果については、事前に参加者に内容を確認のうえ、対話の結果をホームページで公表します。ただし、参加事業者の名称や企業のノウハウにかかる内容は公表しません。

5 使用料等

施設を設置する場合は、内容に応じて千歳市都市公園条例に基づく使用料や占用料を市へ納付することが必要になります。なお、条例に記載していない施設など詳細については、今後検討することとします

6 対話の実施担当・問い合わせ先

千歳市建設部都市整備課 公園整備係
〒066-8686 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地
TEL : 0123-24-3131 (内 540 または 365) / FAX : 0123-22-8853
e-mail : toshiseibi@city.chitose.lg.jp